

副本

平成一〇年二月一八日 特別送達により受領

平成一〇年(刀)第二二三五一号

原

告

高

野

邦

夫

証 拏 説 明 書

平成一〇年二月一五日

右被告指定代理人

稻 松 大

田 岡 圖

恵 升

美

子 代

翁

明



乙第一号証	号証
陳述書	標目
原本	原本
月二一日 平成一〇年一〇	作成年月日
検事 赤根智子	作成者
検察官の職務行為が適法 である事を立証する。	立証の趣旨

副

本

平成一〇年(刀)第一二三五一号損害賠償請求事件

平成一〇年一〇月二二日

原 告

被 告

国 高

野

邦

夫

陳述書

私は、東京地方検察庁検察官検事として、原告を被害者とする業務上過失傷害等事件（以下「本件事件」という。）の捜査を担当しましたので、本件事件の捜査状況や処分状況等について陳述します。

なお、以下において私のことを「本職」といって説明します。

一本職が、本件事件の担当になつたのは、平成六年四月に仙台地方検察庁から東京地方検察庁に配置換えになつた際、本件事件が本職に配点替えされてからである。

本件事件については、平成六年一月二一日、警視庁葛西警察署から、業務上過失傷害罪、道路交通法違反（不救護・不申告）で東京地方検察庁に送致されていたほか、右警察からの送致前の平成五年一二月四日（土曜日）、原告から告訴状が東京地方検察庁に郵送され、同月六日（月曜日）に受付け、平成六年一月二八日、業務上過失傷害で右告訴

が受理・立件されていたが、それらが本職に配点替えになつた。

本件事件の概要は、平成五年九月二三日午前一時三二分ころ、齊藤智治（以下「齊藤」という）が普通乗用自動車を運転中、東京都江戸川区内の路上において、原告運転の普通乗用自動車（タクシー）に追突したというものであり、原告は右事故によつて、頸背部捻挫等の傷害を負つたが、齊藤は、原告を救護するなど必要な措置を採らず、かつ、事故の発生等法律の定める事項を直ちに最寄りの警察署に報告しなかつたというものであつた。

二　原告が東京地検交通部に出頭した最初の日は、平成六年四月一四日である。

この日には事件全般にわたり、事情聴取をしたが、保険の支払い状況など一部わからぬ点があつたことから、原告の供述調書を作成す

るに至らなかつた。

この日の原告の発言で、特に目立つたのは、「警察が事件をもみ消そ
うとした。」、「事件について警察に出した内容証明郵便も警察は受け取
りを拒絶した。」、「警察は検察庁へ事件を送るのを故意に遅らせたので
はないか。」などという趣旨の警察の処置に対する不満であつた。原告
は、被疑者についても、「誠意がなく、謝りにも来ないので腹が立つ。」
などと不満を漏らしたが、被疑者に対してよりも、警察に対する不信
感が強いようと思われた。

また、原告は、「こんなにひどい怪我をしたために、仕事が思うよう
にできない状態が続いている。」などと、傷害の程度が重いことも強調
していた。

本職は、「ぶつかつて逃げるのは大変卑怯な行為である。できる限り

の捜査はする。」旨の発言をした記憶はある。

また、本職は、「警察の処置については、治療の状況の捜査もしなければいけないし、被疑者や参考人の取調べもしなければいけないのであるから、敢えて送致を遅らせたとか、事件をもみ消そうとしたということはないのではないか。警察にも事情を聞いて事実関係を調べましょう。」という趣旨のことと言つたように記憶している。

その後、警察に立件までの事情を聞いた記憶があるが、特に不審な点はなかつたので、後に原告にもその旨話したという記憶である。

三

原告の供述調書を作成したのは同年五月二五日である。

ただ、本職の記憶では、その一週間程度前にも検察庁に来てもらつたことがある。

本職は、その五月二五日の一週間位前の日に原告の供述調書を作成

する予定にしていたが、原告から、「ぶつけられた後、修理前に撮影した私の車（原告運転のタクシー）の写真があるが、今日は持ってきていない。」旨の申し出があり、写真を見た上で原告の供述調書を作成した方が良いと考え、その一週間程度後の五月二十五日を改めて指定して原告にその写真を持ってきてもらい、原告の供述調書を作成したという記憶である。

原告の供述調書を作成した五月二十五日に、本職は、原告に対し、業務上過失傷害事件については、事故と傷害の結びつきを証拠上證明することが難しいので、起訴は困難であると思うとの見通しを話した記憶である。

これに対し、原告は、「こんなに怪我をしているのに」と不満をもらすようなことも言つたが、「そのようなことは検察官の考えることだか

ら、お任せする。」と言う趣旨のことも言っていたという記憶である。

四　原告の事情聴取をした同年四月一四日から原告の供述調書を作成した五月二十五日までの間のいつのであつたかは忘れたが、原告から事情聴取をした際、原告から「ひき逃げの件も告訴したつもりであつた。」との話を聞いた記憶はある。それに対し、本職は、「切り替えます。でありますか」などと言つたことはないが、改めて告訴状を読み返し、ひき逃げの点も告訴したいという趣旨であつたのか否かを原告に確認したことはある。

その後、その日のうちであつたかどうかは記憶にないが、道路交通法違反（不救護・不申告）の点を検察庁において立件するかどうか考慮した。

しかし、道路交通法違反の点についても警察が既に事件として立件

し、送致事件として検察庁に送致されてきていたことから、改めて告訴か告発という形で受理する必要はないのではないかという結論に達し、「既に事件として送られてきており、検察庁でも捜査を開始しているので、改めて立件するまでの必要はないのではないか」と判断し立件しなかつた。

原告は、「警察が事件をもみ消そうとしたので道路交通法違反についても告訴しようとしたのだ。」と言っていたが、本職は、「もみ消されていないのでだからいいのではないか。検察庁で既に捜査しているわけだから。」などと言つて原告を説得したところ、原告は、強い反論もなく、そのままになつたという記憶である。

また、原告は、警察に対して強い不信感を表明していたが、警察を

捜査して刑事事件として立件して欲しいなどという話はなかつたと記憶している。

五 道路交通法違反の処理については、原告の供述調書を作成した同年五月二十五日に、本職は、原告に対し、「罰金くらいにはなると思うが、ひき逃げということでは難しいかもしれない。事故不申告ということになるかも知れない。」という程度は話したという記憶である。

事件の処理についても、原告から問い合わせがあればお答えします」ということを原告に告げたという記憶である。

六 同年六月八日付けで、本件業務上過失傷害事件については、不起訴処分とし、本件道路交通法違反事件については同日付けで江戸川区検察庁へ移送し、江戸川区検察庁は、同月二十四日、齊藤に対する本件道路交通法違反事件につき、いわゆる不申告の罪により江戸川簡易裁判

所に對して求略起訴し、同月二七日、江戸川簡易裁判所は、齊藤を罰金五万円に処する旨の略式命令を発した。

本職は、同年六月二一日付けで、原告に対し、前記告訴事件に対し、業務上過失傷害罪で不起訴処分にした旨の通知書を送付した。

七 その後、同年九月中までの間に、確か原告から電話があつたときと思ふが、当職は、原告に対し、道路交通法違反の件は五万円の罰金になつたと告げたという記憶である。

そのほかに、同年八月か九月ころ、原告が検察庁に訪ねてきたので、本職は、原告に対し、本件事件の不起訴の理由や道路交通法違反の処理が罰金五万円である理由を改めて説明したという記憶である。原告の事情聴取の時は、事務机を挟んで原告と話をしたが、このときはそうではなく、お互いソファーに座つて向き合つた状態で原告に説明し

た記憶である。

その際、本職は、原告に対し、業務上過失傷害事件については、「事故と傷害の因果関係が証明できるだけの証拠が不十分であった。」旨、道路交通法違反事件については、「タクシーの壊れ方などから考えて衝突の衝撃はさほどでもなく、原告などが怪我をしたと認識しながら逃げたと断定できるだけの証拠がないので、不申告でしか処罰できなかつた。それで罰金は五万円と安かつた。」旨の説明をした記憶である。

原告はこれに対し、特に反論することもなく、また道路交通法違反事件について書面による告訴人通知が欲しいとも言わなかつた。

本職が一通り説明すると、原告は、「わかりました。」と言つて穏やかに帰つていつた記憶である。

事件の処理に不満があるので検察庁以外のどこかに訴えたいと

いう話は出なかつたと思う。

本職が検察審査会の説明を原告にしたかどうかは記憶がない。

八 また、このときか、それ以前かははつきりしないが、原告が被疑者

に対して民事訴訟を起こしたいと言つて民事訴訟の話をしたがつていた記憶はある。これに対して、本職は、「高野さんが民事訴訟を起こすのは自由であるが、私は検事であり、刑事案件の捜査はしても、民事訴訟には関与できませんから、その点は、もし分からぬことがあれば弁護士さんにでも相談するのが筋でしよう。」と言つてそれ以上民事訴訟の話はしなかつたと思う。

九 本職が、原告に対し、「もうこれであなたには二度と会うこともないでしよう。」と言つたことはない。

本職は同年一〇月初めに公判部に配置換えとなつたが、その後、翌

年三月頃までの間に、交通部から、本件事件につき原告が交通部に来て
いる旨の連絡を受けたが、事件としては終了していたので、その後
の処理は、交通部に任せた。

陳述人

赤根智子